消費税の軽減税率制度への対応(対象品目と具体例)について



税理士のキドです。前回は次の事を一緒に学びましたね。

- 2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率制度が導 入されること。
- 軽減税率制度の対象となる品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週 2回以上発行で定期購読される新聞」であること。

リテール君とマーコさん

キド先生、食品を取り扱っていない事業者では、軽減税率の対応は必要な いと考えてもよいですよね。





キド先生

いいえ違いますよ。福利厚生費や会議費として処理される茶菓子・弁当等 は軽減税率が適用されますので、実務において軽減税率はほぼすべての事業 者に影響してきます。

具体的な軽減税率の対象品目としては、次のように区分されています。

軽減税率対象品目 8%

飲食料品



標準税率対象品目

10%

Restaurant レストラン等

での食事

温

ビール

その他



医薬部外品



(出典:東京商工会議所「軽減税率の対象品目」を筆者改編)



キド先生

それでは、軽減税率の対象品目への理解を深めるために次のクイズに挑戦してみましょう。軽減税率の対象となるものに○を付けてください。

No	支 出 の 内 容	軽減税率
1	会議用のペットボトル入りミネラルウォーター	
2	水道料金	
3	会議用のお茶やお菓子	
4	残業用の医薬部外品である栄養ドリンク	
(5)	残業用の栄養ドリンク風の清涼飲料水	
6	得意先への接待に伴う寿司屋での食事代	
7	得意先への接待でお土産用として寿司屋で購入した「お寿司の折詰」	
8	得意先へのお中元・お歳暮(ビールの詰め合わせ)	
9	得意先へのお中元・お歳暮(ジュースの詰め合わせ)	
10	紅茶と高級ティーカップの詰め合わせの贈答品(2万円)	

マーコさん キド先生、ヒントを教えてください。





キド先生

そうですね。次の「軽減税率の対象外品目」となるポイントを参考にしてみましょう。

- ・食品表示法に規定する食品以外は適用対象外⇒ ②
- 医薬品・医薬部外品等は適用対象外⇒ ④
- 外食・ケータリングは適用対象外⇒ ⑥
- ・酒類(酒税が課税されるもの)は適用対象外⇒ ⑧
- 軽減税率対象である食品と食品以外の商品が一体として販売されるもの (一体商品) は原則として税抜価額が1万円超である場合適用対象外⇒ ⑩

リテール君- そうなると、答えは奇数番号(①、③、⑤、⑦、⑨)ということですね!





キド先生

正解です。このように、軽減税率の線引きは複雑となっています。 まずは、自社で扱っている商品を整理して、軽減税率の対象になるのか確認 してみましょう。特に、軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売し ている業者は、販売の際に税率の確認などが必要になるため、注意が必要です。 詳しくは、国が公表している Q&A やガイドライン等で確認してください。



リテール君

商業高校の2年生。 販売士3級で家業がパン屋。



マーコさん

大学2年生。販売士2級で、小売業 への就職を目指している。

(注)「**販売士**」は、「**リテールマーケティング(販売士)検定試験**」の合格者に付与される称号です。「流通・小売業界で必須の定番資格」として、社会的にも高い信頼と評価を得ています。

執筆:公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明 提供:一般社団法人 日本販売士協会